

理 由

最近における農業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、農業法人の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、農業法人に対する投資育成事業を営もうとする株式会社に対し、農林漁業金融公庫からの資金の出資、農事組合法人の組合員資格の特例その他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。